

《全 文》

【文献番号】 25603044

発信者情報開示請求事件
東京地方裁判所令和3年(ワ)第26369号
令和4年1月27日民事第26部判決
口頭弁論終結日 令和3年12月9日

判 決

原告 株式会社マルク
同代表者代表取締役 P 1
同訴訟代理人弁護士 杉本賢太
被告 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
同代表者代表取締役 P 2
同訴訟代理人弁護士 松田真

主 文

- 1 被告は、原告に対し、別紙発信者情報目録記載の各情報を開示せよ。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要等

本件は、原告が、被告に対し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(以下「法」という。)4条1項に基づき、別紙発信者情報目録記載の各情報(以下「本件発信者情報」という。)の開示を求める事案である。

1 争いのない事実等

以下の事実は、当裁判所に顕著であるか、当事者間に争いが無い又は後掲各証拠若しくは弁論の全趣旨により容易に認定できる。

(1) 当事者

原告は、就労継続支援A型事業等を行っている会社である。当該事業は、障害や難病のある者が、雇用契約を結んだ上で、事業所が提供する仕事や職場で働くことができる福祉サービスである(甲1, 2)。

被告は、法2条3号の特定電気通信役務提供者(特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者)である。

(2) 別紙投稿記事目録記載の各投稿(以下、投稿番号1の投稿を「本件投稿1」などといい、併せて「本件各投稿」という。)

令和○年○月○日、同年○月○日及び同月○日、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)であるTwitterに、本件各投稿がされた(甲4から6まで)。なお、Twitterに投稿するには、ユーザー名等及びパスワードを登録して作成したアカウントにログインすることが必要である。また、Twitter, Inc. は、投稿時のIPアドレス等の情報を保有しておらず、ログイン時の当該情報のみを保有する運用を行っている。

(3) 仮処分決定等

原告は、Twitter, Inc. を相手方として、東京地方裁判所に対し、本件各投稿がされたアカウントに令和○年○月○日以降仮処分決定が相手方に送達された日の正午時点までの期間にログインした際のIPアドレス及びタイムスタンプのうち、相手方が保有するものについて、仮の開示を求める仮処分命令の申立てをした(同裁判所令和3年(ヨ)第785号)。

同裁判所は、令和3年4月16日、その旨の仮処分決定をした(甲7)。

同社は、同月23日、上記仮処分決定に基づき、原告に対し、上記IPアドレス及びタイムスタンプを開示した(甲8, 9)。

(4) 被告が本件発信者情報を保有していること

被告は、本件発信者情報を保有している。なお、本件発信者情報目録No. 1からNo. 3までの各IPアドレスを各ログイン日時に使用して接続した者(契約者)は、同一の者である。

2 争点

- (1) 本件各投稿により原告の権利が侵害されたことが明らかであるか(争点1)
- (2) 被告は、開示関係役務提供者に当たるか等(争点2)
- (3) 本件発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるか(争点3)

3 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点1(本件各投稿により原告の権利が侵害されたことが明らかであるか)に関する主張
(原告の主張)

以下のとおり、本件各投稿は、一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準として読んだ場合、原告の社会的評価を低下させるものであり、原告の名誉権が侵害されていることは明らかである。また、違法性阻却事由の要件を満たすものではない。

ア 本件投稿1

本件投稿1は、「わざわざ体育会系で大声張り上げて礼の角度や長さまで矯正される」と記載し、原告が障害者を含めた従業員に対し、大声で礼の角度や長さを指導し、従業員に指導どおりの礼を無理矢理行わせているという事実を摘示している。

これは、一般の閲覧者をして、原告が職場における立場を利用し、従業員の意思に沿わない行動をさせており、原告においてパワーハラスメントが横行しているとの印象を与えるものであり、原告の社会的評価を低下させるものである。

イ 本件投稿2

本件投稿2は、「マルクで雇っているA型の障害者を全員B型雇用に切り替えようとした社長さん」と記載している。これは、原告が、本来、就労継続支援A型事業に該当する障害者を就労継続支援B型事業に該当させているという事実を摘示している。

ここで、就労継続支援A型は、障害者が事業者と雇用契約を締結し、就労や職業訓練を行うことをいう。就労継続支援B型は、障害者が事業者と雇用契約を締結せずに就労や職業訓練を行うことをいう。就労継続支援A型事業を行う場合、事業者は各種保険の整備や人件費等の運営コストが増大したり容易に解雇したりすることができなくなる。

そうだとすれば、上記摘示事実は、一般の閲覧者をして、原告が障害者を雇用することによる負担を軽減するために本来就労継続支援B型に該当しない人を該当させており、脱法行為をしようとする悪質な事業者であるとの印象を与えるものであり、原告の社会的評価を低下させるものである。なお、原告においては、就労継続支援B型事業を行っていないので、これに変更することはあり得ない。

また、本件投稿2は、原告が「結局、カネになるかならないかで判断している」という事実を摘示している。

これは、一般の閲覧者をして、原告が、助成金を得て社会福祉事業を行う会社として不適切な会社であるとの印象を与えるものであり、原告の社会的評価を低下させるものである。

ウ 本件投稿3

本件投稿3は、「上から目線で『仕事しろ』『私語はするな』ってまるでそんな事ができる職場ではなかったですよマルクという会社は」と記載している。これは、原告の職員が障害者に上から目線で「仕事しろ」「私語はするな」と言ったという事実及び原告において勤務中に私語をすることができない環境ではなかったという事実を摘示している。

これは、一般の閲覧者をして、障害者の人格と個性を尊重し共生する社会を実現するという国民の責務(障害者基本法第8条、第1条)を果たしておらず、障害者就労支援事業を行う会社として不適切な言動を行う会社であるとの印象を与え、原告の社会的評価を低下させるものである。

エ 本件投稿4

本件投稿4は、「目的は新入社員の洗脳、マインドコントロールですね。障害者から搾取することに社会的意義を植え付けるわけです。」「#マルク #ブラック会社」と記載し、原告が新入社員を洗脳、マインドコントロールしていること及び原告がブラック会社であるという事実を摘示している。

原告が新入社員を洗脳、マインドコントロールしているという事実は、原告が不適切な新入社員教育を行っている会社であるという印象を与え、ブラック企業という摘示は、一般の閲覧者をして、原告が〔1〕労働者に対し極端な長時間労働やノルマを課す、〔2〕賃金不払残業やパワーハラスメントが横行するなど企業全体のコンプライアンス意識が低い、〔3〕このような状況下で労働者に対し過度の選別を行うような会社であるという印象を与え、原告の社会的評価を低下させるものである。

オ 本件投稿5

本件投稿5は、「#障害者雇用 を切捨て、金になる分野に参入していいんです」「#カネにならない障害者はクビが本音」「#ブラック会社 #マルク」と記載し、原告が従業員である障害者を理由なく解雇していること及び原告がブラック会社であるという事実を摘示している。

原告が従業員である障害者を理由なく解雇しているという摘示は、原告が不適切に従業員を取り扱う会社であるという印象を与え、ブラック企業という摘示は、前記エ〔1〕～〔3〕の印象を与え、原告の社会的評価を低下させるものである。

カ 違法性阻却事由の不存在

本件各投稿の記載内容は真実ではなく、いずれも一企業に関する内容であり、公共の利害に関する事項とはいえず、表現方法は根拠を示さず、ただ原告を誹謗中傷しており、積極的な加害意思しか見て取ることができず、公益目的もない。

したがって、本件各投稿は、いずれも違法性阻却事由の要件を満たすものではない。

(被告の主張)

以下のとおり、本件各投稿による原告の権利侵害が明白であるとはいえない。

ア 本件投稿1

原告が、障害や難病を抱える者への就労継続支援型事業を行っていることを踏まえれば、本件投稿1は、原告において、従業員が身につけるべき礼節についての意欲的な指導が行われていると理解することができる。

確かに、読者によっては、指導として行き過ぎとの印象を抱く場合もあるかもしれないが、その場合であっても、少なくともこれがパワーハラスメント行為に当たるとまでの印象を抱く内容ではないから、いずれにしても本件投稿1によって原告の社会的評価が低下するとはいえない。

イ 本件投稿2

本件投稿2には、「A型の障害者を全員B型雇用に切り替えようとした社長さん」という記載があるものの、その具体的な経緯等は一切記載されていないから、読者において、直ちにこれを真実と信ずるとはいえない。また、「結局、カネになるかならないかで判断している」という記載も、単なる投稿者の感想であって、実際に原告が助成金目当てで事業を行っているとの印象を与えない。

したがって、本件投稿2によって原告の社会的評価が低下するとはいえない。

ウ 本件投稿3

「上から目線」とは、あくまで投稿者の主観的評価であることは読者にとって明らかである。そもそも業務遂行に当たっての指揮命令という性質上、それが多少なりとも「上から目線」と評されることは避けがたい面がある。「仕事しろ」「私語はするな」との指導がある事実や、私語ができない職場環境である事実についても、これらは業務に集中させるための指導等の域を逸脱したものとまではいえないから、本件投稿3の記載内容から、原告が、障害者基本法の趣旨に反する指導を行っているとか、障害者就労支援事業を行う会社として不適切な行為に及んでいるといった印象を抱くものではない。

したがって、本件投稿3によって原告の社会的評価が低下するとはいえない。

エ 本件投稿4

本件投稿4には、「洗脳」「マインドコントロール」という記載があるものの、その意味合いとしては、原告における厳格な新入社員教育を比喩的に述べたものと理解できる。そして、具体的な教育内容には何ら言及がないから、読者は、これらの文言のみで原告が不適切な新入社員教育を行っているという印象を抱くとはいえない。

「ブラック会社」という記載についても、このような抽象的な文言のみの記載では、読者は、投稿者が原告を「ブラック会社」と評しているという印象を受けるにとどまり、実際に原告がブラック企業であると理解するとはいえない。

したがって、本件投稿4によって原告の社会的評価が低下するとはいえない。

オ 本件投稿5

本件投稿5は、原告が、障害者就労支援事業よりも収益性の高い他の事業への参入を検討している旨述べたものと理解できるとどまり、原告が理由なく従業員を解雇しているという事実を摘示するものではない。また、「カネにならない障害者はクビが本音」という記載についても、「本音」とあるように、あくまで投稿者が、原告の「本音」を憶測で述べたものであって、実際に解雇しているという事実を摘示しているわけではない。

したがって、本件投稿5によって原告の社会的評価が低下するとはいえない。

また、「ブラック会社」という記載が原告の社会的評価を低下させるとはいえないことは、前記エのとおりである。

(2) 争点2 (被告は、開示関係役務提供者に当たるか等) に関する主張

(原告の主張)

ア 「開示関係役務提供者」とは、「当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者」である(法4条1項)。

このうち「特定電気通信の用に供される」中の「供される」とは、そなえる、差し出すや役立つことを意味する「供する」に自発、可能を意味する「れる」が付された言葉である。そうすると、「特定電気通信の用に供される特定電気通信設備」とは、「特定電気通信による侵害情報の送信に利用できる特定電気通信設備」を意味する。

Twitterはログインをしなければ投稿をすることができないから、ログイン情報の送信、媒介は本件者投稿による権利侵害情報の送信に利用されており、「侵害情報の送信に利用できる」といえる。

したがって、ログイン情報を媒介した被告の設備は、「特定電気通信による侵害情報の送信に利

用できる特定電気通信設備」すなわち、「特定電気通信の用に供される特定電気通信設備」に該当するから、被告は、「当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者」に該当する。

イ 本件各投稿がされたTwitterアカウントは、企業その他の団体が使用する広報アカウントなどとは異なり、個人のみが単独で使用するのが通常であり、他人にパスワードやIDを教えてアカウントを共有することは考え難い。また、本件各投稿がされたアカウントが複数人で共有されていることをうかがわせる事情も存在しないから、当該アカウントにログインした人物は1人であるといえる。

そうすると、当該アカウントにログインした人物と本件各投稿をした人物は同一人物であり、「侵害情報の発信者」（法4条1項柱書）に該当するから、ログインに関する情報は、「当該権利の侵害に係る発信者情報」に該当する。

（被告の主張）

法4条1項の「当該権利の侵害に係る発信者情報」とは、「侵害情報が流通されることとなった特定電気通信の過程において把握される発信者情報」をいう。

原告は、本件で、Twitterアカウントの各ログインに係る情報を発信者情報として開示請求している。しかし、ログインに係る通信は、権利侵害情報に係る特定電気通信ではないから、本件発信者情報は、法4条1項の「当該権利の侵害に係る発信者情報」に当たらない。

したがって、被告は、開示関係役務提供者に当たらない。

（3）争点3（本件発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるか）に関する主張

（原告の主張）

原告は、本件各投稿の発信者に対し、損害賠償請求を予定しているから、本件発信者情報の開示を受けるべき正当な理由がある。

（被告の主張）

知らない。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（本件各投稿により原告の権利が侵害されたことが明らかであるか）に対する判断

（1）判断基準

名誉毀損の不法行為は、問題とされる表現が、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価を低下させるものであれば、これが事実を摘示するものであるか、又は意見ないし論評を表明するものであるかを問わず、成立し得るものである（最高裁判所平成9年9月9日第3小法廷判決・民集51巻8号3804頁）。そして、ある記事の意味内容が他人の社会的評価を低下させるか否かについては、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断すべきである（最高裁判所昭和31年7月20日第2小法廷判決・民集10巻8号1059頁参照）。

また、記事中の名誉毀損の成否が問題となっている部分について、そこに用いられている語のみを通常の意味に従って理解した場合には、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を主張しているものと直ちに解せないときにも、当該部分の前後の文脈や、記事の公表当時に一般の読者が有していた知識ないし経験等を考慮し、同部分が、修辞上の誇張ないし強調を行うか、比喩的表現方法を用いるか、又は第三者からの伝聞内容の紹介や推論の形式を採用するなどによりつつ、間接的ないしえん曲に上記事項を主張するものと理解されるならば、同部分は、事実を摘示するものと見るのが相当である。また、上記のような間接的な言及は欠けるにせよ、当該部分の前後の文脈等の事情を総合的に考慮すると、当該部分の叙述の前提として上記事項を黙示的に主張するものと理解されるならば、同部分は、やはり、事実を摘示するものと見るのが相当である（前掲最高裁判所平成9年9月9日第3小法廷判決）。

（2）検討

証拠（甲2、12）によれば、就労継続支援A型事業とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援事業をいうこと、利用者には最低賃金以上の支払（平成24年度全国平均1か月6万8691円）がされることが認められる。これに対し、就労継続支援B型事業とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援事業をいうこと、利用者には授産施設平均工賃の支払（平成24年度全国平均1か月1万4190円）がされることが認められる。

そして、本件投稿2の内容は、「マルクで雇っているA型の障害者を全員B型雇用に切り替えようとした社長さんに超いいねは無いと思いますがね。口先番長だと思います。結局、カネになるかならないかで判断してるってことを綺麗事マイルドに言ってるだけですね」というものである。

これは、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、原告の社長が原告の利益を図るために、就労継続支援A型事業に該当する障害者を就労継続支援B型事業に該当させようとしたという事実を摘示するものであると認められる。

証拠（甲1、14）によれば、原告は、就労継続支援A型事業を行っているものの、就労継続支援B型事業を行っておらず、本件投稿2の内容は、虚偽であることが認められる。

そして、原告は、助成金を得て社会福祉事業を行う会社であり、自らの利益を図るために脱法行為を行い、障害者を不利益に取り扱おうとしたという本件投稿2の上記内容は、原告が社会から受ける客観的評価を低下させるものであるから、名誉棄損の不法行為が成立する。

本件投稿2の摘示内容が真実であり又は真実であると信じるに足る相当な事情があるとか、違法性阻却事由又は責任阻却事由があると認めることのできる主張立証もない。

以上によれば、少なくとも本件投稿2によって原告の名誉権が侵害されたことは明らかである。

2 争点2（被告は、開示関係役務提供者に当たるか等）に対する判断

（1）開示関係役務提供者等の意義

ア 法の趣旨

法2条は、「特定電気通信役務提供者」とは、特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者をいい（3号）、「特定電気通信設備」とは、特定電気通信の用に供される電気通信設備をいい（2号）、「特定電気通信」とは、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信をいう（1号）旨規定する。上記の各規定の文理に照らすならば、最終的に不特定の者によって受信されることを目的とする情報の流通過程の一部を構成する電気通信を電気通信設備を用いて媒介する者は、同条3号にいう「特定電気通信役務提供者」に含まれると解するのが自然である。

また、法4条の趣旨は、特定電気通信（法2条1号）による情報の流通には、これにより他人の権利の侵害が容易に行われ、その高度の伝ば性ゆえに被害が際限なく拡大し、匿名で情報の発信がされた場合には加害者の特定すらできず被害回復も困難になるという、他の情報流通手段とは異なる特徴があることを踏まえ、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害を受けた者が、情報の発信者のプライバシー、表現の自由、通信の秘密に配慮した厳格な要件の下で、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対して発信者情報の開示を請求することができるものとする事により、加害者の特定を可能にして被害者の権利の救済を図ることにあると解される（最高裁判所平成22年4月8日第1小法廷判決・民集64巻3号676頁参照）。

イ 文理解釈に拘泥すべきでないこと

法4条1項は、開示請求の対象である開示関係役務提供者として、「当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者」と規定している。

このうち「当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備」の意義について検討すると、上記アのとおり、これを「不特定の者によって受信されることを目的とする侵害情報の送信の用に供される特定電気通信設備」と限定して解釈するべきではなく、少なくとも「侵害情報の流通過程の一部を構成する電気通信の用に供された特定電気通信設備」を含むものと解釈すべきである。

また、法4条1項は、「当該特定電気通信の用に供された特定電気通信設備」とは規定していない。そして、侵害情報の送信がされなくなった後の場合を考えると、現在進行形で侵害情報の送信の用に供されていないからといって、「当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備」に該当しないと解するのは、およそ合理性を欠いている。

このように、法4条を解釈するに当たり、その文言に拘泥すると明らかに不当な結論となり、そのような事態を立法者が予定しているとは到底解されない。その解釈に当たっては、法の趣旨・目的や実質的な理由をも十分に考慮しつつ、合理的な解釈をする必要がある。

ウ 法4条1項の「当該権利の侵害に係る発信者情報」の意義

以上のことを踏まえて検討すると、まず、上記文言のうち「係る」は、一般に、「物事が関係してくる。」「かかわる。」「関係する。」ことをいう。

そして、前記のとおり、法4条1項の趣旨・目的は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害を受けた者が、情報の発信者のプライバシー、表現の自由、通信の秘密に配慮した厳格な要件の下で、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対して発信者情報の開示を請求することができるものとする事により、加害者の特定を可能にして被害者の権利の救済を図ることにあると解される。

これらのことからすると、法4条1項の「当該権利の侵害に係る発信者情報」を、「当該権利の侵害情報の発信そのものの発信者情報」に限定されていると解するのは不合理である（東京高等裁判所平成26年5月28日判決・判例時報2233号113頁、東京高等裁判所平成30年6月13日判決・判例時報2418号3頁を参照）。

前記のような法の趣旨・目的に照らせば、「当該権利の侵害に係る発信者情報」には、少なくとも「当該権利の侵害に係る発信者」自身の発信者情報は含まれると解するのが合理的である。また、前記のような法の趣旨・目的からすると、法4条の開示関係役務提供者（当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者）についても、「請求者の権利を侵害した特定電気通信に供される（あるいは現にその通信に供された）特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者」というように狭く解釈するのは合理性を欠いている。少なくとも「当該権利の侵害に係る発信者による特定電気通信の用に供された又は供されている特定電気通信役務提

供者」が含まれるものと解するのが相当である。

以上のように解したとしても、法4条1項の開示請求に当たっては、「侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。」(1号)、「当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。」(2号)に当たる必要があるから、情報の発信者のプライバシー、表現の自由、通信の秘密を不当に害することはない。

(2) アカウントにログインした際のログイン情報が法4条1項の「当該権利の侵害に係る発信者情報」に当たること

争いのない事実等のとおり、Twitterは、利用者がユーザー名及びパスワードを入力することによりログインしなければ利用できないサービスであるから、このことからすると、ログインするのは当該アカウントの使用者1人である蓋然性がある。

そうすると、アカウントにログインした際のログイン情報により特定される契約者が、当該アカウントにおける各投稿をしたと認定するのが合理的である。

また、争いのない事実等のとおり、Twitter, Inc. は、投稿時のIPアドレス等の情報を保有しておらず、ログイン時の当該情報のみを保有する運用を行っている。そして、被告が主張するように、ログイン時の当該情報が、法4条の「当該権利の侵害に係る発信者情報」に当たらないと解すると、Twitterに係る発信者情報の開示請求は一切認められないことになる。

このような解釈は、法4条の趣旨を没却するものであって採り得ないというべきであり、ログイン時の当該情報は、法4条の「当該権利の侵害に係る発信者情報」に当たると解すべきである。

以上によれば、当該情報を保有する者は、開示関係役務提供者に当たるといえるべきである。

(3) 小括

これらのことからすると、被告は、開示関係役務提供者に当たる。

3 争点3 (本件発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるか) に対する判断

証拠(甲14)によれば、原告は、本件各投稿の発信者に対し、損害賠償等を請求することを予定しており、そのために本件発信者情報の開示を求めていると認められる。

したがって、原告には本件発信者情報の開示を受けるべき正当な理由がある。

4 結論

以上によれば、本件請求には理由があるから、これを認容することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第26部

裁判官 西田昌吾

別紙 発信者情報目録

別紙 投稿記事目録